

物品売買仮契約書

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 物 品 名 | 令和8年度 高規格救急自動車（大井川救急）整備事業 |
| 2 | 仕様(規格) | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 数 量 | 1台 |
| 4 | 契 約 金 額 | ¥ <u> </u>
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ <u> </u> ） |
| 5 | 引 渡 期 限 | 令和9年3月8日 |
| 6 | 引 渡 場 所 | 志太広域事務組合志太消防本部 焼津消防署 大井川分署 |
| 7 | 契約保証金 | 免除（焼津市契約規則第26条第2項第 号 該当） |
| 8 | 支 払 方 法 | 納品後一括払い（銀行口座振込） |
| 9 | 支 払 時 期 | 請求書受理後30日以内 |

上記物品売買の実施について、発注者と受注者とはおのの対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び物品売買契約条項を厳守し契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 (印)

受注者 住所
商号
氏名

(印)

志太広域事務組合物品売買契約条項

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、売買契約書記載の物品（以下「契約物品」という。）の売買契約に関し、売買契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、売買契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報を取扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(確約事項)

第2条 発注者に対し、受注者は、暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを確約する。

(所有権移転)

第3条 物品の所有権は、物品の引渡があった時に、受注者から発注者に移転する。

(検査及び引渡)

第4条 受注者は、発注者の指示に従って約定期限に約定場所に物品を納品するものとし、発注者は物品受領後5日以内に物品の検査をするものとする。

2 物品の引渡は、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

3 第1項の検査によって生じた故障又は検査に要した経費は受注者の負担とする。

4 第1項の検査により合格と認めた時には、発注者は受注者に通知するものとする。

(物品の引取)

第5条 受注者は、不合格又は契約数量を超過した物品及び契約を解除された物品その他発注者から返却し得べき物品を、自己の経費をもって発注者の通知が到達した日から5日以内に引取らなければならない。

(契約不適合責任)

第6条 発注者は、受注者から引渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しなければならない。ただし、契約をもってその期間を伸縮することができる。

(請求及び支払の期限)

第7条 受注者は、第4条第4項の通知を受けた後に支払を請求するものとする。

2 発注者は、受注者から正当な請求書を受理したときから30日以内に契約金を支払わなければならない。

(債権の譲渡)

第8条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ない限り、発注者に対する債権を第三者に譲渡又は承継させることができない。

(引渡延滞違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により引渡期限までに物品の引渡が完了しないときは、受注者は契約金額から（当該債務の履行分に相当する金額を控除した額につき、）引渡期限の翌日から引き渡し完了した日までの延滞日数に応じ、当該債務の履行に係る契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞違約金を支払うものとする。

2 延滞違約金が100円未満であるときは、これを徴収しないものとし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者、受注者いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

3 発注者が、前項の規定により、当該契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わず、また、解除により発注者に障害が生じたときは、受注者はその損害を賠償する。

(不当介入を受けた場合の措置)

第11条 受注者は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに発注者への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

(合意管轄)

第12条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第13条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、発注者、受注者双方協議の上処理するものとする。

(契約の成立)

第 14 条 この契約は仮契約であり、志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年 志太広域事務組合条例第 19 号）第 3 条の規定により、志太広域事務組合議会の議決を経たときに本契約が成立したものとする。

令和 8 年度

高規格救急自動車（大井川救急）整備事業

仕様書

志太広域事務組合

第1 総則

1 目的

この仕様書は、志太広域事務組合（以下「組合」という。）が令和8年度に購入する高規格救急自動車（以下「車両」という。）の仕様について定めることを目的とする。

2 法令等の遵守

救急自動車の製造及び配置については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める保安基準に適合し、かつ、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号通知 以下「実施基準」という。）を遵守しなければならない。

3 条件

- (1) 仕様書に疑義が生じた時は、組合と協議のうえ、承認を得た場合のみ仕様を変更するものとし、新たに協議した事項については、本仕様書と同等の扱いとすること。
- (2) 艤装及び車両の移動にあつては、事故防止に万全の注意を払い、事故が発生した場合は、速やかに組合に連絡すること。
なお、その被害について、一切の責任を受注者が負うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていない点は、別途打合せすること。
- (4) 医療用器具等を積載するための架台（ブラケット）及びコンセン트의位置等は組合及び別に発注する高度救命処置用資機材等の受注者と打合せし、遅滞なく納入すること。

4 提出書類

- (1) 受注者は、製作に先立ち次の図書を各2部提出し承認を受けること。
 - ア 設計図
 - イ 諸元明細書
 - ウ 製作工程表（完成検査予定日を記入すること。）
 - エ 電気配線図
 - オ 価格内訳書
- (2) 完成車納入時に次の図書を提出すること。
 - ア 完成図（2部）
 - イ 完成車写真（1部）（製作工程時に日付入り写真を撮影し、電子媒体化したもの。）
 - ウ 車両取扱説明書（1部）
 - エ 車両整備解説書（1部）
 - オ 装備資機材取扱説明書、保証書（各1部）
 - カ 緊急自動車届出確認書（1部）
 - キ 自動車車検証（1部）
 - ク 改造自動車届出書（写）（1部）

5 検査

検査は、本仕様書及び提出図書に基づき次により行う。

- (1) 中間検査は、打合せにより決定し、艤装工場にて組合職員の立会いのもと行うこと。
- (2) 完成検査は、組合職員の立会いのもと、全ての艤装、塗装及び装備が完了し、緊急自動車届出確認書が交付された時点で行い、納入期限までに補修又は調整ができる余裕日数を持つこと。
- (3) 検査を受けようとする時は、当該検査の14日前までに書面により検査の依頼をすること。
- (4) 検査項目は、艤装検査、取付機器検査、付属品検査、機能検査とする。
- (5) 検査において不適となった場合は、組合の指示に従い早急に対策を講じ、再検査を受けること。

6 技術指導

車両の取扱要領及び救急資機材の取扱いについては、各専門業者による指導を受注者の責任において実施すること。

7 保証

- (1) 完成車納車後1年又はメーカー等で定める期間のいずれか長期の方とし、塗装及び設計等に起

因する故障等の不具合が生じた場合は、受注者の責任において無償により修復等を行うこと。

(2) 保証期間中に無償点検を2回以上実施すること。

ア 6ヶ月点検に際し、必要に応じた部品、エンジンオイル及びエンジンオイルエレメントを交換し、これらに要する費用は受注者が負担すること。

イ 12ヶ月点検に際し、必要に応じた部品、オイル類等の交換をし、これらに要する費用は受注者が負担すること。

ウ 保証期間経過後であっても、設計・製作・材料等の不良により不備が生じた場合は、速やかに改善し、これらに要する費用は受注者が負担すること。

(3) 車両納入後、障害が発生した場合は、車両メンテナンスに精通した技術者を派遣し、必要に応じて当該車両を移動させ修理する等、長期にわたり適切かつ迅速に対応すること。

8 費用負担

(1) 完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用、その他納入までの必要経費（希望ナンバー申請費用を含む）については、全て受注者が負担すること。

(2) 自動車損害賠償責任保険、重量税、リサイクル手数料については、組合にて負担する。

9 廃車車両

(1) 廃車車両にあつては、以下のとおりとする。

初年度登録：平成27年3月

車 両 番 号：静岡800 す 4214

車 台 番 号：TRH226-0014164

型 式：CBF-TRH226S

走行距離：162,462 km（令和8年5月21日現在）

(2) 抹消登録説明書（写）を提出すること。

(3) 抹消手続きは、名義変更と一時抹消を同時申請すること。

(4) 組合名義で加入した自賠責保険料及び重量税の返金がある場合は、事務手続き実施後に返金すること。

(5) 車両を受領した日から一週間以内に一時抹消登録を行うこと。当該車両に関して第三者との紛争又は裁判の提起を受けても、組合は一切の責任を負わない。

(6) 車両を解体処分した際は、必ずリサイクルマニフェストを提出すること。

(7) 緊急自動車届出確認書を静岡県公安委員会へ返納すること。

(8) 廃車車両について変更の必要があるときは、組合と打合せし決定すること。

10 納期

(1) 納 期 令和9年3月8日（月）

(2) 納入場所 志太広域事務組合志太消防本部 焼津消防署大井川分署（静岡県焼津市宗高909-1）

(3) 車両及び装備品は、全ての規格、検査に合格したものを納入すること。

(4) 車両納入時の燃料は、満タンとすること。

(5) 組合が別に発注する資機材の納入・取り付けにあたり、組合及び資機材の受注者と打合せをするとともに、資機材の取り付けの際は立ち会うこと。

第2 シャシ規格

1 概要

救急自動車の車両本体、艀装部位及び車両本体に設置、積載する電子医療機器及び他の救急業務の実施に必要な機器（以下「業務機器」という。）は、実施基準等に適合したものとし、かつ、業務機器については、ベース車メーカー及び艀装メーカー（以下「メーカー」という。）が車両への取付け、積載が可能であり、安全性、品質の保証ができることを事前に確認したものとする。

2 シャシの条件

- (1) 2026 年以降に製造されたシャシとすること。
- (2) 積載品等の荷重による局所的な変形を生じないこと。
- (3) 乗車人員 7 名、駆動方式は、四輪駆動（4WD）であること。
- (4) オートマチックトランスミッションであること。（6 速）
- (5) 燃料は、無鉛ガソリンとし、補給口付近に種別及び容量を明記すること。
- (6) タイヤは、ラジアルタイヤとすること。（スペアタイヤも同様のタイヤとする。）※ホイール付
- (7) 車両諸装置はメーカー公表を標準とするが、バッテリー・オルタネータは、夜間における緊急走行及び救命処置で機器を使用した際に、十分な蓄電及び発電能力を有すること。
- (8) 車両緩衝装置は資機材を用いた業務の遂行にあたり、十分な性能を有するものであること。
- (9) ワイヤレスドアロック・リモートコントロールを備えること。
- (10) 音声後退アラーム（解除スイッチ付）を設置すること。
- (11) 車両盗難防止装置（シフトロック）を設置すること。
- (12) スイッチ類には名称及び「入・切」又は「ON・OFF」等の表示をすること。
- (13) 計器類には、名称を表示すること。

3 主要装備

- (1) ABS 装置
- (2) エアバッグ（運転席・助手席）
- (3) パワーステアリング
- (4) パワーウィンドウ（運転席・助手席対応）
- (5) 集中ドアロック
- (6) LED ヘッドランプ
- (7) フロントフォグラмп
- (8) LED ポジション灯・LED ライセンス灯（別途協議）
- (9) 青色デイルイト 2 個（取付け位置は別途打合せ）※スモール連動で消灯
- (10) LED 式ハイマウントストップランプ
- (11) マッドガード（前・後）

4 付属品

- (1) スタッドレスタイヤ式（ホイール付） 5 本※納車時の装着タイヤについては別途協議
- (2) 車輪止め（ゴム製 2 個 1 組）
- (3) 車両積載標準工具
- (4) 補修塗料 3 個
- (5) スペアキー 5 本（内訳：リモコン式 3 本、その他 2 本）※標準キー含む
- (6) フロアーマット（ゴム製） 一式
- (7) LED ライト 1 本（ブラックウルフ WL-2CM※同等品可）
- (8) 三角停止板 1 個

第3 車両の構造及び艤装、装備

1 車両前面

- (1) フロントバンパーにコーナーセンサーを取付けること。
- (2) フロントアンダーミラーを設けること。(ボディと同色の白色とする。)
- (3) 助手席用アウトサイドミラーを取付けること。
- (4) 車両前面中央に直径 150mm の消防章を取付けること。
- (5) フロントグリル上部左右に、警光灯と連動する赤色灯を取付けること。(大阪サイレン製 LF-A150)
- (6) フロントバンパー内の適切な位置にモーターサイレンを取付け、運転席側及び助手席側からも操作しやすい位置にスイッチを設けること。

2 車両上部

- (1) ルーフ一体散光式警光灯を前後左右に設けること。(LED 式点滅灯内蔵型)
- (2) 左右のルーフサイドにサイドフラッシャーランプを設けること。
- (3) ルーフ又はフロントバンパー内に電子サイレン用スピーカーを設けること。
- (4) ルーフ中央付近に消防用無線アンテナを必要数設けること。
- (5) ルーフ上部に対空表示を記載すること。

3 車両側部

- (1) フロントドア左右ステップには、下記のものを取付けること。
 - ア フェンダー部に滑り止めテープを貼付けること。
 - イ アルミ縞板をステップ及び立ち面に設け、滑り止めテープを貼付けること。
- (2) サイドステップにはアルミ縞板、立ち面にはアルミ筋板を設け、ステップには滑り止めテープを貼付けること。
- (3) 傷病者室に面する窓ガラスは、下記のとおり処理を施すこと。
 - ア 左側面ガラス部(スライドドア部含む。)及びリアガラス部にカーテンを取付けること。(リアのみ運転席から自動に開閉できるスイッチ付き。)
 - イ 右側面ガラス部全面に白色フィルム(不透明)を貼付けること。
 - ウ 左側面ガラス下部 3 分の 2 及びリアガラス下部 2 分の 1 はくもりフィルムを施すこと。
 - エ フィルムを施さない部分にあっては、プライバシーガラスとすること。
- (4) 左右フロントドアに大型サイドバイザーを取付けること。
- (5) 車両両側面上部に各 2 灯、作業灯(LED)を取付けること。
- (6) 車両両側面に路肩灯を設けること。

4 車両後部

- (1) 車両後部はストレッチャーの搬入が容易に行える構造とすること。
- (2) バックドア停止表示灯を設けること。(ルーフ一体型散光式警光灯と連動で点灯する LED 表示灯とする。)
- (3) リアステップにアルミ縞板、リアバンパーにはプロテクターを設け、ステップに滑り止めテープを貼付けること。
- (4) バックドア上部に作業灯(LED)を 1 灯取付けること。

5 車両内部(運転席・助手席)

- (1) 運転席及び助手席の上部に網棚を設けること。
- (2) インストルメントパネルに、電子サイレンアンプ(edeck TCD-A-010)を設けること。
 - ア 音声合成装置メッセージ内容については、別途打合せとする。
 - イ 救急車通過及び交差点進入については、運転席及び助手席側から操作できる位置にスイッチを設けること。
 - ウ 音声合成キャンセルスイッチを設けること。(右左折)
 - エ 運転席及び助手席側から操作できる位置にサイレン音切替えスイッチを設けること。
 - オ サイレンは「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」(昭和 45 年消防防第 337 号通知)の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものを設置すること。
- (3) インストルメントパネルに、メーカー純正最新 SD ナビ(バックガイドモニター付)を設ける

こと。

なお、詳細にあつては別途打合せとする。

- (4) ITS スポット対応の ETC2.0 ユニットビルトインタイプを取付けること。
(セットアップ含む。)
- (5) 見やすい位置に電流計・電圧計を設けること。
- (6) セルスター製最新 (参考: 品番 CSD-750FHG) のドライブレコーダーを適切な位置に取付けること。
- (7) 助手席側から傷病者室内を確認するためのインナーミラーを設けること。
- (8) 運転席と助手席の間に地図等を入れる蓋付 BOX (A3 サイズ) を取付け、飛び出し防止の措置を取る。 (構造等については別途打合せとする。)
- (9) 運転席後部に A3 サイズの地図入れを設けること。 (大きさ・構造は別途打合せとする。)
- (10) 助手席側にフレキシブルマップランプを設けること。
- (11) 運転席及び助手席後方に C 型バネ付フックを 3 個取付けること。
- (12) 運転席又は助手席周辺にエンジンアワーメーターを取付けること。

6 車両内部 (傷病者室)

- (1) 3 段式の棚を傷病者室の適切な位置に設けること。 (位置構造等は別途打合せとする。)
- (2) 右側壁面に設置する資機材は、容易に取外しができるようにすること。
なお、詳細については別途打合せとする。
- (3) 心電図モニター付近にバネ付 C 型フック 5 個を設置すること。
- (4) 汚物入れを適切な位置に設置すること。
- (5) 傷病者室の医療用資機材以外の部分は最大限利用し、引き違い扉、若しくは内容物が飛び出さない形状の収納庫を設置すること。
- (6) 収納庫の扉及び引き出しは、開放時ストレッチャー積載架台等に干渉しない構造とすること。
- (7) 収納庫の扉及び引き出しは、走行中の振動又は収容物の移動により開放しない構造とし、かつ収容物を傷つけないよう、緩衝材 (クッション材等) を取付けること。
- (8) 床面は耐久性、耐水性に優れたものであること。
- (9) LED 室内灯 (調光機能付) と処置の際、手元を照らす調光式患者灯 2 灯 (照射位置変更可能なもの。) 及びバックドア上部にスポットランプ 1 灯 (照射位置変更可能なもの。) を設置すること。
- (10) ホワイトボード (A3) を取付けること。 (設置位置、付属品等別途打合せとする。)

※縦列設置

- (11) 運転席後方に本体脱着式ホワイトボード (A4)、と隊員の身体を保護するパッド及び 1 人掛け跳ね上げ式シート (メディカルシート) を設置すること。 (別途協議)
- (12) 換気扇を設置し、脱着可能なフィルターを取付けること。
- (13) 天井部中央に隊員用の手摺りを設けること。 (長さ等は別途打合せとする。)
- (14) バックドア左に乗り降りをアシストするグリップ (長タイプ) を設けること。
- (15) スイッチパネル (照明、換気扇、ヒータ等を一箇所で集中操作・管理できるもの。) を設けること。
- (16) 適切な位置に湿温度計及びデジタル電波時計を設置すること。
- (17) 運転室と傷病者室の間に間仕切りカーテンを取付けること。
- (18) 傷病者室運転席側収納庫の最後部に、ルーフ一体散光式警光灯と連動で点灯する LED 灯を設置すること。 LED 灯は、バックドア開放時のみ点灯すること。 (設置機種及び設置位置は別途打合せとする。)
- (19) 助手席後方又は隊員席の前面に収納庫及び自動心臓マッサージ装置 (日本ストライカー社製ルーカス 3) の固定棚を設けること。
- (20) 傷病者室内に大型収納庫 (縦型収納庫) を設置し、収納庫内の棚板は 2 段、扉の内側にはネットシェルフを 2 個取付けること。
- (21) 心電図モニター上部及び横にコードを収納できる収納庫を設けること。
- (22) 傷病者室上部左右前後にルーフサイド収納庫を設けること。
なお、詳細にあつては下記のとおりとする。
 - ア 右側前後の収納庫下部にアシストグリップを取付けること。
 - イ 右側前の収納庫は施錠ができる構造を有すること。
 - ウ 各収納庫内は仕切り棚を設けること。 (取外し可能なものとする。)
- (23) 傷病者室の右側前後の適切な位置にティッシュボックス等の固定装置を 2 箇所設置すること。

また、同固定装置のマグネット式を3個付属すること（取付け位置構造は別途打合せとする。）

(24) 天井部中央の前後にルーフネットを可能な限り設置すること。

(25) 横向き3人掛けシートの下部収納庫に、ガラスカッター、シートベルトカッター、各1個を、収納袋に入れて設置すること。

7 搬送用装備

(1) ストレッチャー（Stryker 製 Power-PROⅡ）付属品：まくら

(2) ストレッチャー積載架台（Stryker 製 Power-LORD 電動ファスナー）（以下「架台」という。）

(3) 架台と運転席側側面の間又は運転席側収納庫内にハイテックバックボードモデル2010をヘッドイモビライザー445を取付けた状態で安全・確実に積載できる装置を設置すること。搬送にあたり上方及び後方に容易に取り出しができる構造とすること。

(4) 傷病者室右側収納庫内に、スクープストレッチャーモデル65EXL・固定ベルト付きを安全・確実に積載し、容易に取出しのできる扉を設置すること。

(5) 傷病者室に隊員席及び横向きシートを設けること。

ア 隊員席はハイバックシートとすること。

イ 隊員席及び横向きシートは、傷病者2名搬送時に補助架台としてスクープストレッチャーモデル65EXLを安全に固定できる構造とすること。

ウ 横向きシートの座席面を跳ね上げ式とし、下部に収納庫を設けること。

(6) 予備品としてマット1枚・点滴スタンド1本を積載しておくこと。

8 電装

(1) AC100V コンセントは、傷病者室内に6箇所12口以上、運転席後部に1箇所1口以上設けること。

(2) AC100V 外部電源入力用コンセントをリアバンパー左側に設けること。

なお、詳細にあつては下記のとおりとする。

ア コンセントはマグネット式とすること。

イ コードの長さは10m以上とすること。

ウ 外部電源入力時は自動的に外部電源が優先される構造とすること。

エ 外部電源入力時にエンジンスターターが作動しない構造とすること。

オ 外部電源入力時に自動的にバッテリー充電ができるよう充電器を設置すること。

カ 外部電源入力時に救急資機材、室内灯及びACコンセントが使用できる構造とすること。

9 塗装及び記入文字

(1) 塗装

ア 車体各部は完全な防錆処理を施した後、白色のポリウレタン焼き付け塗装を行うこと。

イ アルミ、ステンレス及びメッキ加工品以外の金属部分には、全て塗装を施し金属露出部分が無いようにすること。

ウ 車体の下回りは黒色塗装とし、錆止め塗装を十分に施すこと。

(2) 記入文字・反射材

ア 材質はカッティングシート及び反射材を使用すること。

イ 記入文字の書体、色、内容は別途打合せとする。

『EMS SHIDA FIRE DEPT.』 『大井川救急』 標記は耐久性のある反射材にて施行

ウ 組合の指定する救急車の記入文字を変更すること。

『焼救3』 標記は耐久性のある反射材にて施行

エ 再帰性に富んだ反射材（赤オビ）を車両両側面と後部及びバックドア下部に取り付ける。

オ その他、車両外装へのラッピングについては、別途発注により施工を行う場合において、施工業者が貼付けを行う際は、当該業者と連携のうえ、必要な対応を行うこと。

第4 積載資機材

1 積載資機材

(1) 電動吸引器（パワーミニックⅡ）

ア 吸引器を積載できる架台を取付け、積載時に充電ができること。（容易に脱着が可能であること。）

イ 吸引カテーテルを収納できる袋を設置すること。

ウ 車内下部に使用した吸引カテーテルを保持する構造を設置すること。

エ 吸引カテーテル保持筒をゴミ箱付近に設けること。

(2) 10 リットル酸素ボンベ収納庫（2本収納）

ア ボンベ圧力が傷病者室から確認できること。

イ レギュレーターから加湿流量計までの配管の艤装を施すこと。

ウ アルミ酸素ボンベ9.4リットル×2本を固定できる構造とすること。

(3) 後部隊員席下に2リットル酸素ボンベを1本設置できるよう、固定装置を取付けること。（別途協議）

(4) 加湿流量計（オキシパック 0X-3S）を積載できる架台を取付けること。

(5) 人工呼吸器（アンサー）を積載できる架台を取付けること。

(6) 心電図モニター（BSM - 3562）を傷病者室に積載できる架台を取付けること。

(7) 除細動器（TEC-2601）及びプリンターを積載する架台を傷病者室内に取付けること。

なお、取付け位置は別途打合せとする。

(8) 輸液用装備

ア 車両天井部に点滴ビン固定装置を設置すること。※アシストバー 天井後部設置

イ 輸液ポンプを積載できる架台若しくはポールを設置すること。なお、設置位置は別途打合せとする。※メディカルポール右側

(9) 組合の指定する救急車に積載されているオゾン発生器（タムラテコ社製 BT-03）を移設すること。

第5 無線機等について

1 車載無線機及びAVM車両端末装置

- (1) 受注者は、組合が指定する業者と綿密な打合せにより作業を施行するものとする。
- (2) デジタル車載無線機一式の設置等については、別途業者により実施するものとする。
なお、設置及び配線等において連携が必要となる箇所については、関係業者と綿密に協議のうえ、使用に支障がない構造とする。
- (3) AVM装置Ⅲ型、車外設定端末装置、共用器等は、組合の指定する救急車間において移設すること。
なお、各配線コード、各アンテナ、スピーカー、送受話器、その他必要な機材は 新品を使用すること。

2 車載無線機本体・AVM機器等の取付け位置

- (1) 無線機本体及びAVM端末装置の取付け位置は、運転室内の操作しやすい位置とし、専用ブラケットを使用して取付けること。
- (2) 助手席後部の適切な位置に共用機、AVM等の電源端子を設置すること。
- (3) 送受話器の取付け位置は助手席側の操作しやすい位置とし、隊員の身体に干渉しない構造とすること。
- (4) 共用器の取付け位置は座席後部のメンテナンスしやすい位置とすること。
- (5) 運転席後方天井に無線機用スピーカーを設置すること。
- (6) その他必要な構成品については、適切な位置とすること。

3 アンテナ取付け位置

- (1) 各アンテナは適切な位置とすること。
- (2) アンテナ用ブラケットを取付けること。

4 AVM車外設定端末装置及び補助送受話器取付け位置

- (1) AVM車外設定端末装置取付け位置は傷病者室メディカルシート横とすること。
- (2) 補助送受話器（スピーカーマイク型）の取付け位置は傷病者室メディカルシート横とすること。
- (3) 傷病者室スピーカーは埋め込み式で電源スイッチ付きとすること。
- (4) AVM車外設定端末器及び補助送受話器に必要なブラケットを取付けること。

5 電源・配線

- (1) 無線機・AVM用電源はACC連動とすること。
- (2) 無線機本体からアンテナ取付け位置まで。
- (3) AVM機器から無線機・車外設定端末装置取付け位置まで。
- (4) 無線機本体からスピーカー（2箇所）取付け位置まで。
- (5) 無線機本体から送受話器（2箇所）取付け位置まで。
- (6) その他必要な配線をする。
- (7) できる限り配線は露出しないこと。
- (8) 無線機雑音防止用ボンディング工事を行うこと。
- (9) 無線機配線はLTE回線と離し、単独で配線すること。

6 車両運用端末装置機器構成（NEC製Ⅲ型）

- (1) モニターユニット
- (2) 車両IFユニット
- (3) メンテナンスユニット
- (4) 無線LAN子機アンテナ
- (5) GPSアンテナ
- (6) 車両電池パック
- (7) 車外設定端末装置
- (8) その他必要構成品

7 その他

- (1) 移設等に要する経費及び AVM 装置の指令台装置への組換費用は、本体価格に含むものとする。
- (2) 必要数点検口を設けること。
- (3) 納入前に無線、AVM の作動、更新点検を行い支障のないようにすること。
- (4) 詳細な機器及びスイッチ配置レイアウト、無線機等移設については別途打合せとする。

第6 その他について

1 車両本体への付属品

車両本体への付属品及び機器は以下の通りとする。

番 号	資機材名	備 考
1	出場予告＋サイレンスタートスイッチ	取付け
2	音声メッセージスイッチ 1 CH	取付けメーター左 直進・交差点進入 同一スイッチ 路肩灯スイッチ（仕様書外取付）
3	消火器	粉末 ABC 消火器 1 本

分 類	業務機器名	設置方法等
観 察 用 機 器	患者監視装置	- 患者監視装置は業務機器収納庫に確実に設置すること。 - 設置場所は傷病者の頭部周辺に取付けること。 - また、監視モニター画面は観察者が観察しやすい位置とすること。
呼 吸 ・ 循 環 管 理 用 機 器	人工呼吸器	- 人工呼吸器は業務機器収納庫に確実に固定すること。 - 設置位置は傷病者の頭部周辺に取付けること。
	酸素吸入器	- 酸素ボンベ 10L を 2 本積載できるもの。 - 圧力計付の減圧弁を 2 個積載すること。
	酸素ボンベ固定装置	- 酸素ボンベは 10L 酸素ボンベ固定装置内に収納できること。 10L 酸素ボンベ固定装置内には 10L 酸素ボンベ 2 本を個別に着脱できる構造であること。
	酸素配管	- 内板等の内側に敷設し車内に露出しない構造であること。 - 耐圧力は 0.8MPa 以上であること。 - 接続口を設置すること。 - 設置位置は電装品等の影響を受けない距離を取ること。
	加湿流量計付酸素吸入装置	傷病者室内側面に取付けること。
	自動式吸引器	ブラケットは傷病者室内の業務機器収納庫に取付けること。
	点滴フック及び点滴容器固定装置	傷病者室内の輸液ポンプ等が設置される周辺の上部に 2 か所取付けること。
	気道確保用資器材一式	隊員が容易に持ち出せる場所に取付けること。

分 類	業務機器名	設置方法等
搬送用機器	サブストレッチャー	・サブストレッチャーについては、組合の指定する車両より載せ替え。
	スクープストレッチャー 収納庫	・分解することなく収容ができること。 ・収納、取出しが容易な位置に設置すること。 ・スクープストレッチャーを確実に固定できる構造とすること。
	消防用無線機関係	・運転室内に設置すること。 ・増設ヒューズボックスから中継端子までの配線を敷設すること。 ・無線機とアンテナ及びスピーカー間の配線を敷設すること。 ・無線機の取付け装置を設けること。
通信用機器	消防用無線機関係	・運転室内に設置すること。 ・増設ヒューズボックスから中継端子までの配線を敷設すること。 ・無線機とアンテナ及びスピーカー間の配線を敷設すること。 ・無線機の取付け装置を設けること。
酸素ポンベ	酸素ポンベ 9.4 リットル アルミヨーク式【2本】	・酸素ポンベ固定装置へ取付けること。 ・型番 BE-1021-129

入札書

- 1 入札番号 第35号
- 2 件 名 令和8年度 高規格救急自動車(大井川救急)整備事業
- 3 履行場所 焼津市宗高909-1
焼津消防署大井川分署

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住 所

入札者 商 号

氏 名

印

- 1 入札書は、入札1件ごとに2枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。
- 3 代理人が入札を行う場合には、入札者の住所・商号、代表者職氏名を記入のうえ、下に代理人の記名・押印をしてください。この場合、社印・代表者印の押印は不要です。
- 4 代理人は、「委任状」を持参してください。
- 5 代理人の印は、委任状と同一の印でなければなりません。

記載例

入 札 書

1 入札番号 第 〇〇 号

2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争契約の心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	3	0	0	0

(消費税抜)

入札日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者職氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。
ただし、代理人が入札を行う場合は、押印のみ不要です。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札者 商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇〇〇 印

代理人が入札する場合は、必ず代理人の記名・押印をする。
この場合、会社名・代表者職氏名は必ず明記し、社印・代表者印の押印は不要です。

代理人 〇〇〇〇

委任状
と同一の
印鑑で

令和 年 月 日

志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

所在地
委任者 商 号
氏 名 印

委 任 状

下記の件につき、 を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

- 1 入札（見積）番号 第 35 号
- 2 件 名 令和 8 年度 高規格救急自動車（大井川救急）整備事業

代理人使用印鑑

※ 代理人により入札又は見積りを行う場合は、この委任状を提出すること。その際、代理人氏名、入札番号、件名を記入するとともに、代理人使用印鑑を必ず押印すること。

※ 代理人使用印鑑は、委任状と入札書又は見積書の印鑑と一致すること。

※ 記載事項等が整っていれば、当様式に準じた様式でもかまいません。

委任状 作成例

年 月 日

入札日を記入

志太広域事務組合

管理者 ○○市長 ○○ ○○ 様

所在地、商号、代表者の職氏名を記名押印

所在地 ○○県○○市○○番地○○

委任者 商 号 (株)○○○○○

氏 名 代表取締役 ○○ ○○

印

委 任 状

代理人の氏名を記入する

下記の件につき、 ○○ ○○ を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1 入札（見積）番号 第○号

2 件 名 ○○○○○○○○○○○

代理人使用印鑑を押印する

代理人使用印鑑

印

※ 代理人により入札又は見積りを行う場合は、この委任状を提出すること。その際、代理人氏名、入札番号、件名を記入するとともに、代理人使用印鑑を必ず押印すること。

※ 代理人使用印鑑は、委任状と入札書又は見積書の印鑑と一致すること。

※ 記載事項等が整っていれば、当様式に準じた様式でもかまいません。